

資料編

---

**上尾市人権施策推進協議会条例**

平成15年3月31日条例第2号

改正

平成26年3月28日条例第1号

(設置)

**第1条** 人権の尊重に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人権施策の総合基本計画及び分野別計画の策定に関すること。
- (2) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉又は教育に携わる者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第7条** 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

**第8条** 協議会は、専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

**第9条** 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 上尾市人権施策推進協議会委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

氏 名	所 属	備 考
松本 千織	医 師	
吉田 るみ子	保護司	
東海 るり子	民生児童委員	
菊池 波江	上尾市手をつなぐ親の会	
殿岡 芳直	地域包括支援センター	
門平 公夫	元児童相談所職員	
村田 正則	中学校長	
石川 裕一郎	聖学院大学教授	
甲原 裕子	弁護士	
松尾 四郎	元人権擁護委員	
黒須 明	自治会連合会	
鈴木 玲子	非営利活動法人彩の子ネットワーク	
安田 朋子	上尾市国際交流協会	
野瀬 将正	埼玉人権啓発企業連絡会	
高橋 貞夫	畔吉集会所運営委員	

## 上尾市人権尊重都市宣言

平成7年10月3日宣言

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日  
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 用語説明(50音順)

### あ行

#### アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 <P18>

令和元（2019）年に施行。アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民民族であるとの認識を示すとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目的とする。

#### アイヌ文化振興法 <P18>

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律。平成9年に成立した。アイヌの文化及び伝統を国民に対して知識の普及、啓発させることにより、アイヌの民族としての誇りを持ち、尊重される社会の実現を目指すもの。

#### アウトティング <P20>

性のあり方など、本人が秘密にしている事柄について、本人の同意を得ずに他者に伝えてしまうこと。本人が自分の意思で他者に伝える「カミングアウト」の対義語となる。

#### 上尾市国際交流協会（AGA） <P16>

心豊かな国際社会を築くため、地域と地域、個人と個人の交流を深めていく必要があるとの視点から設立されている会員組織で、市民交流の母体となっている。外国人への日本語指導や情報提供などの生活支援を行う「外国人支援部会」と国際理解や交流の推進を行う「国際理解推進部会」がある。

#### 上尾市人権教育・啓発推進計画 <P3>

同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するための行動計画及び実施計画書として、平成12（2000）年に上尾市人権教育・啓発推進本部が取りまとめた。

#### 上尾市人権施策推進懇話会 <P3>

上尾市が取り組むべき人権問題の課題や人権施策の方向について、広く有識者の意見を求めるため、平成14年4月に設置した懇話会。同年10月に人権施策の推進体制や人権教育・啓発推進のあり方などを骨子とする「上尾市の人権施策推進のあり方」を提言した。

#### 上尾市人権尊重都市宣言 <P3>

あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くために、上尾市を「人権尊重都市」とする宣言。平成7（1995）年10月3日に宣言した。

## 上尾市パートナーシップ宣誓制度 <P20>

性の多様性に対する理解が広がり、多様性を認め合い、差別のない、一人ひとりが人権を尊重し合う社会の実現を目指して、令和3(2021)年3月16日から開始した制度。

お互いを人生のパートナーとして相互に責任を持って協力し、共同生活を行うことを約束した2人によるパートナーシップ宣誓に対し宣誓書受領証を交付する。

## エイズ <P17>

後天性免疫不全症候群(AIDS: Acquired immunodeficiency syndrome)。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することによって、病原体に対する人間に本来備わっている免疫機能が正常に働かなくなった結果、引き起こされる様々な症状の総称。

## えせ同和行為 <P16>

同和問題に関わる団体を名乗り、企業や官公署または個人に対し同和問題への取り組みを口実として行われる不法・不当な行為や要求。表向きは差別解消運動を装って行われることが多い。

## か行

### カミングアウト <P20>

性のあり方など、本人が秘密にしている事柄について、自分の意思で他者に打ち明けること。本人の同意を得ずに他者に伝えてしまう「アウトティング」の対義語となる。

### 国際人権規約 <P1>

昭和41(1966)年に国連が採択した国際規約。主として①経済的、社会的及び文化的権利に関する「社会権規約」、②市民的政治的権利に関する「自由権規約」から成り立ち、②の自由権規約には個人通報制度を定めた選択議定書が付随している。わが国は2つの規約を昭和54(1979)年6月に締結している。また、国連では平成元(1989)年12月には死刑廃止をめざす自由権規約の第2選択議定書が採択された。

### 国連憲章 <P1>

国際連合の設立根拠となる条約であり、昭和20(1945)年6月のサンフランシスコ会議で採択され、同年の10月24日に発効された。目的・原則・組織・機能などの基本的な事項を定めている。

### 今後の上尾市同和行政の基本的な方向 <P2>

平成13(2001)年11月の上尾市同和对策審議会の答申で、これまで上尾市が取り組んできた同和对策事業は、おおむねその目的を達成したことを踏まえ、同和对策特別措置法終了後も上尾市が残された課題に取り組むことと併せて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に取り組むことなどを求めている。

## さ行

### 埼玉県人権施策推進指針 <P2>

平成 14 (2002) 年 3 月に埼玉県が策定した指針で、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権課題や施策展開の方向などの基本的な考え方を示した指針。平成 24 (2012) 年に改訂されている。

### さいたま人権啓発活動地域ネットワーク協議会 <P10>

さいたま地方法務局直轄管内の人権啓発活動に関わる、上尾市・川口市・戸田市・蕨市・朝霞市・志木市・新座市・和光市・鴻巣市・北本市・桶川市・蓮田市・伊奈町で構成されている協議会で、地域に密着し、管内の人権活動を総合的にかつ効果的に推進している。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） <P2、P15>

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、平成 28 (2016) 年に施行。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などについて定められている。令和 3 (2021) 年 5 月に民間事業者にも合理的配慮を義務付ける主旨の改正法が成立した。公布日から起算して 3 年を超えない範囲内で施行される。

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法） <P2、P7、P9>

「人権教育」・「人権啓発」という名称が付いた国内初の法律で、平成 12 (2000) 年 12 月に施行。人権教育と人権啓発を定義づけ、国・地方公共団体の責務を定めた。

### 人権教育・啓発に関する基本計画 <P2>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成 14 (2002) 年 3 月に政府が策定した計画で、策定方針や構成を明らかにするとともに、わが国の人権教育・啓発の現状、基本的な在り方や推進の方策について述べている。

### 人権教育のための国連 10 年 <P1、P3>

平成 6 (1994) 年の国連総会で、人権教育を「あらゆる人々が、他の人々の尊厳を学ぶための総合的なプロセス」とし、「差別や人権侵害を撤廃していく能力を身につけるもの」と位置づけ、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」と決議した。政府は平成 7 (1995) 年に「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置し、各省庁、自治体による人権教育の一層の推進を促している。

### 人権保育基本方針 <P13>

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にあるという理念に基づき、全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富みいじめや差別を生まないこと、異なった文化をもった人たちと共生できる資質を養えることなど、人権保育の基本的方針を定めたもの。平成 19 (2007) 年策定。

## 人権理事会 <P1>

平成 18 (2006) 年 3 月に国連総会で採択され、設置された。国連において人権を重要視する潮流の中、人権問題への対処能力強化のため、従来の人権委員会に変えて新たに設置したもの。理事国になるには、人権理事会の総会で全加盟国の絶対過半数が必要とされる。任期は 3 年。アジア・アフリカなど世界各地域から 47 ヶ国が選出されている。

## スクールカウンセラー <P8>

いじめや不登校等の問題が深刻化していることから、生徒の心の相談にあたるため、中学校に配置されている臨床心理士など高度な専門知識をもつ非常勤職員のこと、教職員や保護者への指導・助言、生徒へのカウンセリングなどを行っている。

## 成年後見制度 <P14>

認知症の高齢者や精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度。被後見人（判断能力がほとんどない人）、被保佐人（判断能力が著しく不十分な人）、被補助人（判断能力が不十分な人）の類型に分かれている法定後見制度と、任意後見制度がある。

## 世界人権宣言 <P1>

昭和 23(1948)年の国連総会で採択された初めての世界的普遍性をもつ国際人権文書。第 1 条で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とし、第 2 条で「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく」と謳われ、各国国内法で認知された法の一般原則として、次第に法的拘束力をもつものへ発展している。

## セクシュアル・ハラスメント <P12>

相手の意に反した性的な性質の言動。身体への不必要な接触をはじめ、性的関係の強要、性的な噂を流すなど、さまざまなタイプのものが含まれる。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、また強要し、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、繰り返し行うことで就業環境を著しく悪化させること。

## 先住民族の権利に関する国連宣言 <P18>

平成 19 (2007) 年 9 月に国連総会において採択された。先住民族に対する差別を禁止し、彼らを心配させるすべての問題への参加を促進し、権利を明確に保持し、経済・社会的開発の継続を促進するというもの。

## ソーシャルインクルージョン <P15>

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で、近年の社会福祉の再編にあたって基調とされている理念。貧困や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。

## た行

### 多文化共生 <P16、17、18>

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### デートDV <P12>

交際相手から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などがある。

## な行

### 日常生活自立支援事業 <P14>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう支援する福祉サービス。

### ネグレクト <P13>

親をはじめとする養育者による、子どもに対する不適切な保護や養育。衣食住を十分に世話しない場合や、精神的・医療的なケアを怠る場合など。栄養不良や発達障害などを引き起こしたり、人格形成に多大な影響を与える可能性がある。育児放棄。

### ノーマライゼーション <P15>

北欧から世界に広まった障害者福祉の理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

## は行

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法） <P12>

平成13年10月に施行され、これまで「夫婦ゲンカ」「家庭内のもめごと」などで見過ごされてきた配偶者からの暴力の防止や発見者による通報、警察官による被害防止措置などが明記されたほか、接近禁止や退去命令といった保護命令制度の創設や婦人相談所などの役割拡大といった被害者の保護体制の強化などが盛り込まれている。

### バリアフリー <P15>

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くという意味。もともとは建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的な面で用いられることが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的、また情報伝達の面で用いられることもある。

## ハンセン病 <P17>

名は癩（らい）菌を発見したノルウェーの医師ハンセンにちなむ。癩菌の感染によって起こる感染症であり末梢神経や皮膚が侵されるが、感染力は弱い。かつては遺伝病と誤解され、本人だけでなく家族も差別されてきた。

## 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法） <P2、16>

平成 28（2016）年に施行された法律。部落差別は許されないものであるとし、その解消に向けた国や地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育啓発の推進等に努めることを定めた法律。

## ヘイトスピーチ <P16>

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） <P2、16>

平成 28（2016）年に施行された法律で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に向けて、国は相談体制の整備や教育、啓発活動の充実に取り組むこと、地方公共団体は国との適切な役割分担のうえ、当該地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることが示されている。

## ホームレス <P21>

公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者。インターネットカフェ等の終日営業している商業施設で寝泊まりを余儀なくされる者も含む場合もある。

## 北海道旧土人保護法 <P17>

1899 年（明治 32 年）に貧困にあえぐ「北海道旧土人」（アイヌ民族）を保護する目的で作られた。土地、医薬品、授業料の供与、固有の習慣風俗の禁止などを定めたもの。実際はアイヌ民族の共有の土地や権利を没収し、同化政策を推進するための法的根拠として活用された。

## ま行

## や行

### ユニバーサルデザイン <P14、15>

製品、建物、環境をあらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。年齢、性別などの違いを超えてすべての人が暮らしやすくなることを前提としており、「誰にでも公平に利用できること」「使い方が簡単ですぐわかること」など7つの原則が公表されている。バリア（障壁）を前提とし、これを軽減しようとするバリアフリーの概念に対して、最初からあらゆる人が使えるようにデザインされていることが異なっている。

## ら行

### 老老介護 <P14>

高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況のこと。夫婦間だけでなく、高齢の子どもが親を介護するような親子間も多い。核家族化による家庭の介護力の低下に起因するもの。

## わ行

## アルファベット（A～Z）

### DV (Domestic Violence) <P12>

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。

### HIV <P17>

ヒト免疫不全ウイルス。HIVは感染者の血液、母乳などの中に存在し、血液を媒介して感染する。HIVは免疫機能を担うリンパ球に入りこみ、免疫細胞を壊しながら増殖する。これにより、さまざまな感染症や悪性腫瘍などにかかりやすくなり生命の危険を伴う。

### LGBT <P8、P20>

レズビアン（**L**esbian：女性同性愛者）、ゲイ（**G**ay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（**B**isexual：両性愛者）、トランスジェンダー（**T**ransgender：出生時に決められた性別と自認する性別が異なる人）の英語の頭文字をまとめた言葉。性の多様性を総称する言葉の一つ。他にも同様の意味の言葉で、複数形の「s」をつけた「LGBTs」、「クエスチョニング（**Q**uestioning：自分の性のあり方を明確に決められない人）」をつけた「LGBTQ」等といった言葉もある。

## **NPO (Non-Profit Organization) <P6、P10、P11、P22>**

民間非営利組織。営利を目的としない民間団体の総称。平成 10（1998）年には、任意団体に法人格を与え、NPO の活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されている。

## **SDGs <P1、P3>**

持続可能な開発目標（**Sustainable Development Goals**）。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択され、令和 12（2030）年までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」を理念として 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されている。

## **SOGI・SOGIE <P20>**

「好きになる性（**Sexual Orientation**）」および「心の性（**Gender Identity**）」の観点から見た一人一人の性のあり方の特性を示す言葉。読み方はソジ、ソギなど。さらに、服装や振る舞いなどの「表現する性（**Gender Expression**）」も加えた SOGIE（ソジイ）という言葉もある。性のあり方の多数派・少数派によらず、全ての人に性のあり方は関わっており、かつそれは多様であるという考えに基づいたもの。

## **SOGI ハラスメント <P20>**

好きになる性や心の性、表現する性について差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。また、望まない性別での学校生活の強制や、職場での強制異動・採用拒否や解雇など、不当に社会生活上の不利益を被ること。



# 上尾市人権施策推進指針

＜第2次改訂版＞

令和3年8月

---

上尾市市民生活部人権男女共同参画課

上尾市本町3-1-1

TEL048-775-5117(直通)